

食安輸発1204第2号
平成26年12月4日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(グアテマラ産ブロッコリーのプロフェノホス)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第10号（最終改正：平成26年11月28日付け食安輸発1128第3号）に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、グアテマラ産冷凍ブロッコリーにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2（製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。）及び別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成26年12月4日	グアテマラ	ブロッコリー及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬（プロフェノホス）	AGROINDUSTRIA LEGUMEX, S. A